

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年12月4日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 事業名称

鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業

### (2) 事業場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森地内

### (3) 事業概要

鳥羽水環境保全センターにおいて市が供給する脱水汚泥を対象に、下水汚泥固形燃料を製造する一連の施設（以下「本施設」という。）を設計・施工し、完成後に本施設の維持修繕・運転管理・本施設で製造される下水汚泥固形燃料の買取・利用先の確保及び販売（以下「維持管理・運営」という。）を実施するものである。

### (4) 事業範囲

事業者（受注者）の業務範囲は、次のとおりとする。

ア 施設の設計

イ 施設の施工（試運転及び性能試験を含む。）

ウ 維持管理・運営

エ 周辺事業者等への対応及び本市が行う周辺事業者等への対応協力

オ 本事業を履行するために必要な許認可の申請及び届出

カ 既存汚泥焼却施設の撤去

キ 第三者への説明対応協力（国及び他機関による監査等）

ク その他本事業に必要なこと

### (5) 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び維持管理・運営を事業者に委ねるDBO方式（市が資金を調達し、施設の設計（Design）、施工（Build）及び維持管理・運営（Operate）を一括して民間に委託する方式）で行う。

なお、事業者は、基本契約締結までに維持管理・運營業務の実施のみを目的とす

る特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、そのSPCにより維持管理・運營業務を行うものとする。

(6) 事業期間

ア 設計・施工期間

契約締結の日から平成33年3月31日まで

イ 維持管理・運営期間

平成33年4月1日から平成53年3月31日まで（20年間）

(7) 支払条件

ア 設計・建設業務費

(ア) 前金払

平成30年度は、請負代金のうち設計に係る部分の3割を超えない範囲内（中間前払金はなし）及び施工（当該年度の出来高予定額）に係る部分の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、契約時に部分払を選択した場合は、中間前払金を請求することはできないこととする。

平成31年度及び32年度は、各会計年度の工事出来高予定額の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、契約時に部分払を選択した場合は、中間前払金を請求することはできないこととする。

(イ) 部分払

出来形部分に相応する部分払は、平成30年度から平成32年度までの各年度について1回に限り行うことができる。ただし、契約時に中間前払金を選択した場合は、部分払を請求することはできないこととする。

なお、部分払、中間前払金のいずれを選択した場合であっても、年度末及び年度末後に出来高予定額に達した際に支払う部分払については、請求することができる。

イ 維持管理・運營業務委託費

維持管理・運營業務委託費については、各会計年度の委託費を12回以内に分割して支払う。

2 入札説明書等の交付期間及び場所

鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業の入札説明書については、次のとおり応募者に交付するほか、京都市上下水道局ホームページに掲載する。

(1) 交付期間

平成29年12月4日（月）から12月18日（月）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 交付場所

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課（電話：075-672-7726）

3 入札までの手続

(1) 4の入札参加資格に関する事項について、6に示すとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認めた者を本件入札参加資格者とする。

(2) 上記(1)の確認結果は、6(3)のとおり通知する。

(3) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札参加申請書等提出期限の前日までに、当該事業に係る落札者決定基準、様式集、実施方針、要求水準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、維持管理・運營業務委託契約書（案）（以下「落札者決定基準等」という。）について、次のホームページからダウンロードして入手すること。

（「落札者決定基準等」掲示のホームページ）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000219154.html>

(4) 落札者決定基準等に対する質疑及び回答期限等については、入札説明書による。

(5) 本件入札は、総合評価落札方式により行う。その概要は9において示す。

(6) 本件入札は、郵送によるものを除き、京都市電子入札システムにより行う。ただし、総合評価に係る技術資料等については、2(2)の場所へ持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に必着とする。）により提出すること。

4 参加資格に関する事項

以下の(1)及び(2)で規定する参加資格について、入札参加資格確認申請書等の提出時において、全て満たす者でなければ入札に参加できない（(2)ア(ア)に記載の特定競争入札参加資格を除く。）。

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

本件入札に参加する者により構成されるグループ（以下「応募者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

- (ア) 応募者は、構成員と協力企業で構成されるものとするが、構成員のみとすることも可能とする。なお、応募者は、入札参加資格確認申請書に、構成員及び協力企業の企業名、それらの者が携わる業務を明記すること。
- (イ) 構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- (ウ) 応募者の構成員の中から、1者を当該応募者の代表企業として定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (エ) 代表企業は、SPCの議決権を有する株式において、保有比率が50%を超えるものとする。
- (オ) 構成員以外の者のSPCへの出資は認めない。
- (カ) 同一の応募者が複数の技術提案を行うことはできない。

イ 構成員及び協力企業の資本関係等

構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- a 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては

執行役），持分会社（合名会社，合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が，他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が，他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が，他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## (2) 入札参加資格

### ア 共通の入札参加資格

構成員及び協力企業は，いずれも以下の要件を全て満たしていることとする。

(ア) 入札参加資格確認申請書を提出する日において，京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者，又は登載されていない者で，平成29年11月21日付け京都市上下水道局告示第40号に定める資格の審査の申請を行い，開札のときまでに告示に定める資格（以下「特定競争入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

(イ) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(ウ) 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札において，低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより，新たな入札への参加を制限されていないこと，又は落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。ただし，低入札調査基準価格を事前公表しない案件において，調査辞退届を提出した場合（本件入札の開札の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(エ) 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。

- ・ 日本水工設計株式会社  
(所在地：東京都中央区勝どき三丁目12番1号)
- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
(所在地：東京都港区元赤坂一丁目2番7号)

イ 個別の入札参加資格

構成員のうち、本施設の設計・施工又は維持管理・運営を担う者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。

(ア) 本施設の設計を担う者

本施設の設計を担う者は、以下に示す要件のいずれにも該当すること。

- a 管理技術者として、技術士登録の総合技術監理部門（選択科目は下水道とするものに限る。）又は上下水道部門（選択科目は下水道とするものに限る。）の資格を有する技術者を配置することができること。
- b 建築担当技術者として一級建築士の資格を有する技術者を配置することができること。
- c 公告日までに、日本国内における流域下水道若しくは公共下水道の汚泥を原料とし、50wet-t/日以上施設規模かつ1年以上の稼働実績を有する技術方式を採用した燃料化設備（乾燥・炭化）の設計を行ったことがあること。

(イ) 本施設の施工を担う者

本施設の施工を担う者のうち、構成員にあつては以下に示す要件のいずれにも該当し、協力企業にあつてはcからeに該当すること。

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、機械器具設置工事又は水道施設工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、入札参加資格確認申請書の提出日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「機械器具設置」又は「水道施設」の種目の総合評定値が1,000点以上であること。
- b 平成14年4月1日から公告日までに日本国内における流域下水道もしくは公共下水道の汚泥を原料とし、50wet-t/日以上施設規模かつ1年以上の

稼働実績を有する技術方式を採用した燃料化設備（乾燥・炭化）の新設工事（国内工事にあつてはCORINS登録工事）に係る元請の施工実績（共同事業者としての実績は代表者としてのものに限る。）を有すること。

- c 建設業法第3条第1項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「土木一式」の種目の総合評定値が950点以上であること。
- d 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。ただし、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りではない。
- e 建設業法に定めるところにより、工事の施工に必要な監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を1名配置できること。また、当該技術者が次の条件を全て満たしていること。

なお、本件においては、配置予定とする技術者を3名まで申請することができるものとする。この場合、技術者ごとに技術者配置予定調書を作成して提出すること。落札者となった場合には、直ちに、実際に本件工事に配置する技術者を特定し、用度課に書面（様式任意）で報告すること（FAX可）。

- (a) 常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
- (b) 監理技術者を配置する場合においては、監理技術者講習を修了していること。

なお、監理技術者及び主任技術者は、既存施設の撤去工事着手以降、専任で配置が可能な者とする。また、入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更すること、及び落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること、履行の途中において技術者を変更することは、原則、認められないものとする。

- (ウ) 本施設の維持管理・運営を担う者

本施設の維持管理・運営を担う者のうち、構成員については、以下の者（同一者も可とする。）を含むこと。

- a 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条に規定された有資格者を配置することが可能な者
- b 燃料化設備（乾燥・炭化）、溶融設備又は焼却設備（いずれも下水汚泥を原

料とした設備処理能力が 50wet-t/日以上に限る。) の運転管理業務の履行実績 (複数の企業による実績は代表者としてのものに限る。) を有する者 (履行実績は、履行期間が3年以上のものに限る。) で、上記のいずれかの運転業務において3箇年以上の実務経験を有する自社社員を総括責任者として配置することができる者。

なお、配置する総括責任者は、本施設の運営開始から3年間は、病体、死亡、退職等、極めて特別でやむを得ない場合を除き、変更することは、原則、認められないものとする。

## 5 入札方法等

### (1) 技術提案書による提案の取扱い

落札者となった場合には、入札時の技術提案に基づき、本事業を行うこと。

### (2) 本件入札は、郵送によるものを除き、京都市電子入札システムにより行う。京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード (本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。) を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法 (以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード (規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。) の交付を受けている者が、京都市上下水道局総務部用度課に設置する入札端末機 (規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。) を使用することにより入札データを送信する方法 (以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。)

### (3) 代表企業が入札端末機利用者カードの交付を受けていないときは、入札期間の終了の前日までに入札端末機利用者カードの発行の申請を行うこと (申請書交付は、実印の押印を必要とするので、注意すること。)

### (4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額 (当該



金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。

- (5) 入札者は、送信した入札データ又は郵送により提出した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。
- (6) 本件入札において、4の参加資格があると認められた応募者については、落札者決定後に公表する。

## 6 入札参加資格の確認

- (1) 代表企業は、本公告、入札説明書、様式集に記載の入札参加資格を証する書類を提出し、入札参加資格について審査を受けること。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

### ア 受付場所

2(2)に同じ。

### イ 受付期間及び受付時間

平成29年12月4日(月)から平成29年12月18日(月)まで(必着。休日を除く。)

持参の場合は、各日ともに午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

### ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に必着とする。)により提出すること。

- (3) 入札参加資格(技術提案に関する要件を除く。)確認結果の通知等

提出された入札参加資格確認申請書等を審査した上で必要があると判断した場合は、入札参加資格確認申請書等の提出期限日から7日以内に当該入札参加資格確認申請書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書等を提出した者に対し、平成29年1

2月28日（木）までにそれぞれ通知する。

また、入札参加資格確認申請書等の提出の日において、特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録事業者以外の者が、資格確認の結果通知の日の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた場合において、同日現在において告示に定める資格の審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができる。

なお、資格確認結果の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

#### (4) 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由説明

(3)の通知により入札参加資格に関する要件を満たさないと決定された者は、その理由について説明を求めることができる。

##### ア 提出期間

入札参加資格確認結果の通知から7日以内（休日を除く。）に提出すること。

##### イ 提出先

2(2)に同じ。

##### ウ 提出方法

「審査結果等に関する理由説明の要求書」を用いて、持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に必着とする。）により提出すること。

本市は、説明を求められた時は、説明を求めた者に対し、受付後7日以内（休日を除く。）に回答する。

#### 7 参加資格の確認の取消し

本件参加資格があると認めた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は6(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 4に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。
- (4) 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

- (5) 京都市上下水道局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行ったとき。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合（本件入札の開札日の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。
- (6) 9(1)の技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当する場合のほか、必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。
- なお、技術資料を提出しなかった場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、参加停止措置を行う。
- (7) その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

## 8 入札期間及び開札日時等

### (1) 入札期間

平成30年3月16日（金）、19日（月）及び20日（火）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

なお、入札書を郵送する場合には、書留郵便とし、平成30年3月20日（火）の午後5時までに2(2)の場所に必着させること。

- (2) 入札を行う者は、次のア及びイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書（様式集）を提出しなければならない。ただし、入札書を郵送する場合は、入札書と同時に提出すること。

#### ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に代表企業の所在地、商号又は名称、代表者の氏名を記載したうえ、ワード、エクセル（Office2007で扱えること）又はPDFファイル（Adobe Reader 8.0で扱えること。）にして添付すること。

#### イ 端末機利用者の場合

積算内訳書に代表企業の所在地、商号又は名称、代表者の氏名を記載し、登録印を押印するとともに、封入、封かんのうえ、入札期間内に2(2)の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

- (3) 積算内訳書の提出がない場合や積算内訳書に不備がある場合は、当該入札者の入札を無効とする。ただし、内訳書の不備が単に誤記等である場合で、その補正が可能な場合はこの限りでない。

(4) 予定価格

予定価格は、10,185,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

なお、最低制限価格及び低入札調査基準価格については設定しない。

(5) 開札日時

平成30年3月22日（木）午前9時から開札を行うが、入札価格の公表は、落札者決定後に行う。

なお、落札者に対しては、落札を決定した日に、京都市電子入札システム又は電話により通知する。

(6) 落札者以外の入札参加者に対する通知

インターネット利用者及び郵送により入札書を提出した者については、落札者を決定した日に、京都市電子入札システム又は電話により通知する。

端末機利用者については、落札者を決定した日の翌日から3開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）の期間に、来庁時の口頭又は電話による問合せがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(7) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を決定した日の翌日から3開庁日の期間に、その旨記載した書面を2(2)の場所まで持参し、提出すること。

(8) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、落札者を決定した日の翌開庁日から2(2)の場所で閲覧に供し、併せて京都市上下水道局総務部用度課のホームページにおいて公表する。

9 総合評価の方法及び落札者の決定

総合評価は次の手続により行う。

(1) 技術提案書及び見積書の提出

必要事項等について記載漏れのない技術提案書等を提出すること。

なお、提出期日及び提出場所は次のとおりとする。詳細は、入札説明書等による。

ア 提出期間

入札参加資格がある旨の通知を受けた日から平成30年1月9日（火）まで（必着。休日を除く。）

持参の場合は、各日ともに午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出先 2(2)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に必着とする。）により提出すること。

(2) 技術提案書の評価

落札者決定基準に定めるところにより評価する。

(3) 落札者の決定

総合評価は、技術資料等の評価による得点（技術評価点）及び入札価格による得点（価格評価点）の合計（評価値）により行う。落札者の決定は、京都市上下水道局鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業受託者選定委員会の審査結果を基に行う。

なお、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その者の次に評価値が高い者を落札者とすることがある。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

納付を要する。入札者は、次に掲げる方法のいずれか、又は組み合わせることにより納付しなければならない。

ア 入札保証金を納付する場合

2(2)の場所において、事前に納入通知書の交付を受け、金融機関に入札保証金を納付したうえで、領収書の原本を、平成30年3月15日（木）までに、2(2)の場所に持参又は郵送により提出するものとする。ただし、規程第17条の2第1項第1号から同項第6号に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合

当該相当部分の入札保証金を免除する。この場合においては、上記の入札保証金の納付に代わる保証書等の原本を、平成30年3月15日（木）までに、2(2)の場所に持参又は郵送により提出するものとする。

入札保証金、国債その他有価証券、入札保証保険及び入札保証の付保割合は、入札金額の100分の5以上、金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結する場合は、入札金額のうち、設計価格、施工価格の各100分の30以上、及び維持管理・運営価格の100分の10以上とする。

## (2) 契約保証金

納付を要する。保証金額は、建設工事請負契約に係る契約金額の100分の30を乗じて得た額以上及び維持管理・請負業務委託契約に係る契約金額のうち、当該会計年度相当額の100分の10を乗じて得た額以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 11 入札の無効

規程第12条各号に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

## 12 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 入札説明書等に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、その都度、応募者に通知する。
- (3) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本公告に関する問合せ先 2(2)に同じ。
- (6) 登録事業者以外の者が、入札端末機利用者カードの発行の申請を行おうとするときは、発行の申請を行おうとする日の前日までに公告に定める資格を有すると認められていなければならない。
- (7) 入札参加資格の確認の結果通知の日の前日までに、告示に定める資格の審査の申請

を行っていた登録事業者以外の者が、入札書を郵送しようとする場合において、入札書の到着の日においてその者の告示に定める資格の審査が継続しているときは、本市は、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札書を受領するものとする。

- (8) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

- (9) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

- (10) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

- (11) 本件は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」という。）の提出が必要となる公契約であることから、受注者は、契約締結後2箇月以内に報告書を提出すること。また、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。

- (12) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行う。また、この場合において、入札保証金を現金又は現金に代わる担保として預かっているときは、入札保証金のうち入札金額の100分の5に相当する額を本市に帰属するものとし、入札保証金を免除しているときにあつては、免除に相当する入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

- (13) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。

### 13 Summary

- (1) Nature and expected quantity of the service to be required :

The design, construction, operation, and maintenance of Toba Water Environment Conservation Center sewage sludge fuel production plant according to DBO

- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

5:00 p.m. 18 December, 2017

- (3) Time-limit for the submission of tenders:

5:00 p.m. 20 March, 2018

- (4) Contact point for the notice:

Supplies Section, General Affairs Department, Kyoto City Waterworks Bureau  
12 Higashisanno-cho Higashikujo Minami-ku, Kyoto 601-8004, Japan  
Phone 075-672-7726

(上下水道局総務部用度課)